令和８年度

「土地改良補償業務管理者（補）」資格試験問題

目　　次

問題１（択一式）　・・・・・・・・　１頁

問題２（択一式）　・・・・・・・・　１１頁

問題３（択一式）　・・・・・・・・　２３頁

公益社団法人 土地改良測量設計技術協会

（令和８年度）

問　題　1

（注意事項）

① 答案用紙は、別にあります。

② 最初に答案用紙に**「受験番号」**を記入してください。

問題１　土地改良事業の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

（問１）農業農村整備事業の目的に関する記述のうち、最も適当なものはどれか。

１　農業農村整備事業は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止及び多面的機能の発揮の実現を図るための施策である。

２　農業農村整備事業は、農業の持続的発展、農村の振興、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立及び多面的機能の発揮の実現を図るための施策である。

３　農業農村整備事業は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資するための施策である。

４　農業農村整備事業は、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するための施策である。

（問２）土地改良長期計画に関する記述のうち、（Ａ）～（Ｄ）に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。

政策課題である「農村の価値や魅力の創出」のため、政策目標として農村における（Ａ）の向上と（Ｂ）の創出、農村に人が住み続けられる（Ｃ）の確保、多様な（Ｄ）が関わる機会の創出を挙げている。

	（Ａ）	（Ｂ）	（Ｃ）	（Ｄ）
１	所得	雇用機会	生活環境	人材
２	所得	就学機会	移動手段	人材
３	福祉	就学機会	生活環境	企業
４	福祉	雇用機会	移動手段	企業

（問３）農業農村整備事業の体系と実施の仕組みに関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　農業農村整備事業は、需要の動向に即した農業生産の再編及び経営規模拡大等農業構造の改善に資するため、農業用排水施設、農地の整備等を行っている。

２　農業農村整備事業は、農村地域での災害を未然に防止し、農地及び農業用施設の保全を図るための農地防災等を行っている。

３　農業農村整備事業は、事業の採択前から完了後に至るまで、事業評価を体系的に実施し、必要に応じて事業の見直しを行っている。

４　農業農村整備事業は、事業の規模や性格を問わず、国が一括して効率良く適切に事業を実施している。

（問４）土地改良事業の費用対効果分析に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　食料の安定供給の確保に関する効果として、作物生産効果、地域用水効果、品質向上効果などが挙げられる。

２　農業の持続的発展に関する効果として、耕作放棄防止効果、水源かん養効果、農業労働環境改善効果などが挙げられる。

３　農村の振興に関する効果として、地籍確定効果、国土造成効果、非農用地等創設効果などが挙げられる。

４　多面的機能の発揮に関する効果として、景観・環境保全効果、一般交通等経費節減効果、都市・農村交流促進効果などが挙げられる。

（問５）農業水利施設のストックマネジメントに関する記述のうち、（Ａ）～（Ｄ）に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。

ストックマネジメントは、機能保全の取組として施設の（Ａ）とライフサイクルコストの低減を図る具体的な（Ｂ）であり、施設造成者、（Ｃ）及び関係機関が連携し、一連の流れで（Ｄ）行うものである。

	（Ａ）	（Ｂ）	（Ｃ）	（Ｄ）
1	長寿命化	対策工法	受益者	繰り返し
2	長寿命化	管理手法	施設管理者	繰り返し
3	管理費軽減	対策工法	施設管理者	集中して
4	管理費軽減	管理手法	受益者	集中して

（問６）農業水利施設に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

1　農業用水は、農作物の生育に必要な用水等のかんがい用水と、これと一体的に国土全域で健全な水循環に利用される地域用水である。

2　農業水利施設の整備には、かんがい用水と地域用水を供給するための「かんがい施設」の整備と、湛水被害を防止するための「排水施設」の整備がある。

3　かんがい施設は、貯水池、頭首工、揚水機場、用水路、調整施設、管理制御施設などであって、これらを整備することによって、農作物の収穫の増大などが図られる。

4　排水施設を整備する事業には、農業生産性の向上などを図る目的や、排水施設の機能を回復して農業生産の維持及び農業経営の安定を図る目的で行われる場合がある。

（問７）土地改良法の目的に関する記述について、（Ａ）から（Ｄ）に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。

農業の生産性の向上、農業生産の増大、（Ａ）に即した農業生産の推進、（Ｂ）の改善及び農業生産活動の継続的な実施を図るためには、農業生産の基盤の整備及び保全を図ることが不可欠である。

このため、土地改良法は、（Ｃ）の改良、開発、保全及び（Ｄ）に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めている。

	（Ａ）	（Ｂ）	（Ｃ）	（Ｄ）
１	消費者の需要	農業構造	農用地	集団化
２	消費者の需要	農村環境	土地改良施設	集団化
３	食料の安定供給	農業構造	農用地	経営規模の拡大
４	食料の安定供給	農村環境	土地改良施設	経営規模の拡大

（問８）土地改良事業の種類に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　農用地の保全又は利用上必要な施設である土留工、防風林、ため池の新設、管理、廃止又は変更も土地改良事業である。

２　災害復旧には、津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のために必要な事業が含まれる。

３　区画整理では、土地の区画形質を変更する事業とこれに附帯する農用地の造成の工事の施行を一体として実施する事業である。

４　農業用用排水施設の新設、管理又は変更は土地改良事業であるが、廃止は土地改良事業ではない。

（問９）土地改良区に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　土地改良区は、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものを全て准組合員としなければならない。

２　事業参加資格者は、土地改良区の設立における同意の有無にかかわらず土地改良区の組合員となり、土地改良区は、事業に要する経費に充てるための金銭を賦課徴収することができる。

３　土地改良区は、地区内の土地改良事業と有機的関連のある附帯事業を実施する場合は、総会又は総代会の議決を経て定款に記載しなければならない。

４　土地改良区は、その地域に係る土地改良事業を行うことを目的に、その規模等に応じて都道府県知事又は農林水産大臣の認可によって設立し、法人となる。

（問10）土地改良事業の実施手続等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　国営、都道府県営及び市町村営土地改良事業の申請人は、あらかじめ計画の概要を公告し縦覧に供して地域住民の意見聴取を行わなければならない。

２　土地改良事業は、農業の生産性の向上に資するものであることから、国営、都道府県営土地改良事業についても必ず１５人以上の事業参加資格者の申請によって行われる。

３　市町村は、農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行うこととして申請することができる。

４　農地中間管理機構が農地中間管理権又は所有権を有する農用地については、農業者からの申請によらず国又は都道府県が土地改良事業を行うことができる。

（問11）土地改良事業の費用負担に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　国営土地改良事業の農業者負担分は、土地改良区に支払う方法のほか、市町村を通じて都道府県に支払う方法に限られている。

２　国営土地改良事業の農業者負担分は、事業完了後に年賦償還することとされていることから、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっていない。

３　都道府県営土地改良事業の農業者負担分は、事業完了後に一括償還することとされているため、株式会社日本政策金融公庫の融資の対象としている。

４　団体営土地改良事業の農業者負担分について、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっているのは、国庫補助の対象となる事業に限られる。

（問 12）土地改良財産の管理及び処分に係る関係法令等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

1　土地改良財産は、土地改良法及び同法施行令において農林水産大臣が管理及び処分を行うこととされている。

2　土地改良財産の管理及び処分について、農林水産大臣の権限の一部が土地改良法等に基づき地方農政局長等に分掌されている。

3　土地改良財産は、国有財産法に規定する国有財産台帳に代わるべきものとして、土地改良財産台帳により整備されている。

4　国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了する以前において造成されている土地改良施設についても、土地改良財産台帳により整備する。

（問13）土地改良財産の他の法令による管理との関係に関する記述のうち、適当なものはどれか。

1　土地改良財産である農業用道路以外の施設が、道路法による道路の認定がなされ道路との兼用工作物となった場合には、原則として道路管理者に所管換する。

2　土地改良財産である農業用道路が、道路法による路線の認定を受けた場合には、原則として道路法に基づき道路管理者に譲与する。

3　土地改良財産である水路、堤防等の施設が、河川法による河川管理施設との兼用工作物となった場合には、原則として国土交通大臣に所管換する。

4　土地改良財産である水路､堤防等の施設が､河川法による河川の指定があった場合には、原則として河川法に基づき国土交通大臣に譲与する。

（問 14）土地改良財産の管理及び処分の態様等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

1　土地改良区の寄附に係る土地改良財産について、その用途を廃止したときは、寄附を受けた後２０年を経過したものについて当該土地改良区に譲与することができる。

2　金銭補償に代えて、国営土地改良事業によって生じた工作物その他の物件及び取得した土地を被補償者に譲与することができる。

3　土地改良区において、管理の費用を負担した一般土地改良施設に係る土地等でその用途を廃止したものを、その負担した費用の範囲内で当該土地改良区に譲与することができる。

4　工事の必要上すでにある水路の付替を要する場合には、その付替工事によって新たに生じた水路と当該付替工事によって用途を廃止された水路とを交換することができるが、水路の敷地は含まれない。

（問15）土地改良財産の他目的使用等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

1　土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させ、収益させることができる。

2　土地改良財産の管理受託者は、当該土地改良財産を第三者に他目的使用等させようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

3　土地改良財産の他目的使用等の期間は、管理を委託している場合にあっては原則として５年を超えることができず、また、未委託の場合にあっては原則として１年を超えることができない。

4　管理を委託した土地改良財産を、第三者に他目的使用等させることによって生ずる使用料等の収入は、管理受託者に帰属する。

（令和８年度）

問　題　２

（注意事項）

①　答案用紙は、別にあります。

②　最初に答案用紙に**「受験番号」**を記入してください。

問題２　土地改良損失補償要綱、公共補償基準要綱及び事業損失の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

（問１）土地改良損失補償要綱第２条に規定する語句の定義等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　土地等とは、土地のほか土地収用法第５条に掲げる権利、同法第６条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件等をいうものであり、採掘された土石砂れきはこれに含まれない。

２　権利の消滅とは、土地収用法第５条に掲げる権利の消滅をいうものであり、譲渡性のある権利を譲り受ける場合はこれに含まれない。

３　土地等の使用とは、土地及び土地収用法第６条に掲げる土地に定着する物件を同法第３条各号に規定する事業の用に供することであり、同法第５条に掲げる権利を制限する場合はこれに含まれない。

４　権利とは、民法その他の法律により権利として認められているものをいい、慣習上の利益は社会通念上権利と認められる程度までに成熟した場合でもこれに含まれない。

（問２）土地改良損失補償要綱第３条、第４条及び第６条に規定する補償額算定の時期、補償を受ける者及び損失補償の方法に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　損失の補償は、特定の財産権を経済的価値に換算した金銭補償と金銭以外の補償による給付方法があるが、どちらの給付方法を選択するかは原則として損失を被る権利者の判断となる。

２　金銭以外の補償となる現物補償は、原則として、その現物に投下される経費は金銭補償の補償金の範囲にとどめるべきであるが、公平を欠かず過当補償とならない範囲内で多少の超過は許される。

３　損失の補償は、土地又は物件等の所有権及びその他の権利を有する者に対して行うことを原則としているが、単なる反射的利益を享受している者に対しては、喪失利益の多寡を判断し必要に応じて補償する。

４　補償額算定の時期を契約締結の時としているが、契約締結後の年度末までに土地価格その他物価の変動等により価格に著しい変動が生じた場合は、権利者の生活再建を勘案して、その差額について追加払いする。

（問３）土地改良損失補償要綱第８条及び第９条に規定する土地の補償額算定の基本原則及び土地の正常な取引価格に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　取得する土地に建物その他の物件があるときは、当該土地と建物その他の物件を一体評価し適正な補正を加え正常な取引価格を算定する。

２　取得する土地の正常な取引価格を定める場合は、当該土地の所有者がその土地に対して有する主観的な感情価値及び特別の用途に用いることを前提として生ずる価値等を総合的に評価して算定する。

３　近傍類地に取引事例がない場合の土地価格の評価に当たっては、評価対象地を管轄する地方公共団体が行う評価年度の固定資産評価額を基準として評価する。

４　土地を取得する事業の施行が予定されることによって当該土地の取引価格が低下したと認められるときは、当該事業の影響がないものとしての当該土地の正常な取引価格とする。

（問４）土地改良損失補償要綱第１１条、第１３条及び第１４条に規定する土地に関する所有権以外の権利の補償額算定の基本原則、使用貸借による権利に対する補償及び占有権に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　一般的に譲渡性のない所有権以外の権利に対しては、その権利の有無による土地価格の差額という消極的な評価額算定方法となる。

２　占有権に対しては、その占有の期間の長短により適正に定めた割合を乗じて得た額をもって補償する。

３　使用貸借による権利に対しては、当該権利が賃借権であるものとして算定した正常な取引価格に、通常の場合は３分の１程度を乗じて得た額を標準とする。

４　譲渡性のある所有権以外の権利は、市場性を有し取引が成立するので、土地の取得価格の場合と同様近傍類地の同種の権利の正常な取引価格を基準として算定する。

（問５）土地改良損失補償要綱第１５条に規定する建物等の取得に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　取得する土地に存する人工林の立木であって、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合は、当該立木を取得することはできない。

２　取引事例がない薪炭林の立木であって、伐期未到達のもので市場価格のあるものについては、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額を補償する。

３　取引事例がない建物その他の工作物を取得する場合は、建物にあっては当該建物の推定再建築費を、その他の工作物にあっては当該工作物の推定再建設費をもって補償する。

４　立木を取得する場合の補償額の算定は、立木を伐採することが相当と認められる場合の補償額の算定方法と類似するので、双方の補償額に差異はない。

（問６）土地改良損失補償要綱第１８条に規定する漁業権等の消滅に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　消滅させる漁業権等に対しては、当該権利を行使することによって得られる平年の純収益を資本還元した額を基準とし、当該権利に係る水産資源の将来性等を考慮して算定した額をもって補償する。

２　平均年間純収益は、評価時前の豊凶の著しい年を除く３か年ないし５か年の魚種別漁獲量に魚価を乗じて得た平均年間総漁獲額から平均年間経営費を控除して得た額となる。

３　平均魚種別漁獲量は、漁業権等を消滅させる地域における漁獲量の実情を調査し、統計及び税務申告書等の資料を参酌して定めるものとし、自家消費に当てたものを含むものとする。

４　魚価は､評価時前の豊凶の著しい年を除く３か年ないし５か年の平均魚種別の魚価とし、販売手数料を控除したものとする。

（問７）土地改良損失補償要綱第２２条、第２３条及び第２３条の２に規定する土地等の使用に係る補償、空間又は地下の使用に係る補償及び土地の使用に代わる取得に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　農地の正常な地代又は借賃を算定するに当たっては、近傍類地に賃借りの事例があるときは、使用する農地の正常な取引価格に６パーセントを乗じて得た額を１年間の地代又は借賃の参考とする。

２　空間又は地下の使用に対しては、正常な地代又は借賃に土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定められた割合を乗じて得た額を補償する。

３　宅地見込地の正常な地代又は借賃を算定するに当たっては、近傍類地に賃借りの事例がないときは、使用する宅地見込地の正常な取引価格に６パーセントを乗じて得た額を１年間の地代又は借賃の標準とする。

４　土地の使用に係る補償額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額の合計額が当該土地を取得した場合の価額を超えるときは、当該土地を取得することができる。

（問８）土地改良損失補償要綱第２６条及び第２６条の２に規定する建物等の移転料及び配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　再築工法には、残地以外の土地に従前の建物と同種同等の建物を建築することが合理的と認められる場合に採用する構外再築工法と残地に従前の建物と同種同等の建物又は従前の建物に照応する建物を建築することが合理的と認められる場合に採用する構内再築工法がある。

２　改造工法は、建物の一部を切り取り、残地内で残存部分を一部改築し、又は増築して従前の機能を維持することが合理的と認められる場合に採用する工法である。

３　建物等の移転に伴い木造の建築物に代えて耐火建築物を建築する等の建築基準法その他の法令の規定に基づき必要とされる既設の施設の改善に要する費用を補償する。

４　建物の移転に伴い配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償する。

（問９）土地改良損失補償要綱第２９条に規定する動産移転料に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　屋内動産の移転費は、品目、形状、寸法、容量、重量その他台数算出上必要な事項を調査し、地域における標準的な一般貨物自動車の運賃により算出する。

２　一般動産の移転費は、建物の占有面積及びその収容状況を調査し、地域における標準的な一般貨物自動車の運賃により算出する。

３　取扱いの困難な動産については、その実情に応じて梱包、積上げ及び積卸し人夫賃、易損品割増料その他必要と認められる特殊経費を加算する。

４　土地等を使用する場合における使用終了後に従前地に移転する動産に対する補償額は、使用開始時に算定した額と同額とし、使用終了時において新たに補償契約を締結する。

（問 10）土地改良損失補償要綱第３３条及び第３４条に規定する墳墓の改葬の補償及び祭し料に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　墳墓の改葬の補償とは、土地等の取得又は土地等の使用に伴い、遺体又は遺骨の移転に要する費用、墓碑類の移転に要する費用及び柵、垣等の移転並びに補修に要する費用を補償することである。

２　土地等の取得及び土地等の使用に伴い個々の墳墓の改葬を行うときの弔祭料は、読経供養費、供花供物費その他通常必要な費用として適正に算定する。

３　宗教上の施設であっても、神官、僧侶、牧師等が専ら居住の用に供している建物を移転させる場合は、通常の移転として取扱い、祭し料は補償しない。

４　神社の遷座祭典に要する費用には、僧侶の奉仕料、供物料及び法要費等があり、仏閣の移転及び墳墓の改葬に要する費用には、神官の謝礼金、神せん料、奉祝費が必要となる。

（問 11）土地改良損失補償要綱第３５条に規定する移転雑費に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

1　法令上の手続きに要する費用には、建物の滅失登記、表示変更の登記、表示の登記及び保存登記に要する費用のほか、それぞれの登記に係る登録免許税も含まれる。

2　移転先又は代替地等の選定に要する費用には、建物等の所有者等が自ら移転先を選定する「自己選定の場合」と、建物等の所有者等が宅地建物取引業者に依頼して選定する「業者選定の場合」があるが、いずれか少額となる費用を補償する。

3　移転雑費には、転居通知の費用、世帯人数に応じた移転のための交通費及び日当、地鎮祭及び上棟式の費用のほか引越あいさつのための物品の購入費も含まれる。

4　取得又は使用する土地に移転を要する建物等があっても、当該建物等が構内移転で他に移転先を取得又は使用する必要がない場合は、移転先選定に要する費用は補償しない。

（問 12）土地改良損失補償要綱第３６条に規定する立木の移植補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

1　果樹等の収穫樹の移植に伴う減収額の補償は、移植後の各年における推定純収益額の後価合計額である。

2　庭木等以外の立木を移植する場合は、通常移植に必要な費用として掘起し、運搬、植付けのほかに根回し、風除、養生等に要する費用を補償するが、移植に伴う枯損については補償しない。

3　庭木等以外の立木を移植することが相当であると認められるときとは、当該立木の移植に係る補償額が当該立木の取得に係る補償額を超えないときである。

4　庭木等の立木を移植することが相当であると認められるときとは、当該庭木等の立木の移植に係る補償額が当該庭木等の立木の取得に係る補償額を超えないときである。

（問 13）土地改良損失補償要綱第３７条に規定する用材林及び薪炭林の伐採補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

1　薪炭林の台木については、将来の伐期における推定純収益を資本還元した額をもって補償する。

2　伐期到達立木については、通常妥当と認められる伐採方法、伐採量、伐採時期等の選定ができないことにより通常生ずる損失については補償するが、伐採除却に要する費用は補償しない。

3　伐期未到達立木で市場価格のあるものについては、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額の合計額に伐採搬出に通常要する費用相当額を加え補償する。

4　伐期未到達立木で市場価格のない人工林については、現在までに要した経費の後価合計額と現在までの収益の後価合計額の合計額に伐採搬出に通常要する費用相当額を加え補償する。

（問 14）土地改良損失補償要綱第３８条及び第３９条に規定する果樹等の収穫樹の伐採補償及び竹林の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

1　取引事例がない竹林を伐採することが相当と認められるときは、当該竹林の平均年間純収益を資本還元した額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。

2　取引事例がない果樹等の収穫樹で未収益樹を伐採するときは、伐採後の残存効用年数に対する純収益の前価合計額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。

3　果樹等の収穫樹を伐採するときは、当該立木の正常な取引価格と伐採除却に通常要する費用相当額との合計額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。

4　果樹等の収穫樹を伐採補償するときの伐採徐却に通常要する費用相当額には、伐採により発生した材料を廃材として処分する費用も含まれる。

（問 15）土地改良損失補償要綱第５３条に規定する立毛補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　土地等の取得又は土地等の使用に係る土地に市場価格がある農作物の立毛があるときは、当該立毛の粗収入見込額から当該土地の引渡時以後に通常投下される農業経営費及び当該立毛の処分価格を控除した額を補償する。

２　立毛補償における粗収入見込額は、豊凶の著しい年を除き、当該立毛作物の評価時前３か年間の平均収穫量に当該作物の生産者価格を乗じて得た額と副産物の生産者価格との合計額とする。

３　立毛補償における農業経営費は、肥料費、諸材料費、防除費、建物費、農具費、雇用労働費、自家労働費、公租公課、借入資本利子及びその他の経費である。

４　土地等の取得又は土地等の使用に係る土地に農作物を作付けするためすでに費用を投下したときは、当該立毛の粗収入見込額に当該投下費用を加えた額を補償する。

（問 16）公共補償基準要綱第４条に規定する補償の方法に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　法令の規定により現物補償とすることが命ぜられた場合とは、道路法第２２条又は河川法第１８条の規定により工事の施行を命ぜられた場合に限られる。

２　公共補償は、金銭をもってするのが原則であるが、公共事業に係る工事の施行上現物補償とすることが技術的、経済的に合理的と認められる場合は、現物補償によることができる。

３　公共事業の起業者は､現物補償の場合において､現物補償に係る工事を完了したときは、直ちに当該工事に係る公共施設等をその管理者となるべき者に引き渡す。

４　公共事業の起業者は、公共施設等の管理者が既存公共施設等の機能回復にあたって、工事等を請負に付し入札手続をとることを予定している場合には、当該請負代金を適切に反映した額をもって精算する。

（問 17）公共補償基準要綱第６条に規定する既存公共施設等に対する補償の原則及び第１１条に規定する維持管理費に関する記述のうち、適当なものはどれか。

1　既存公共施設等と異なる種類の施設による機能回復を図る場合は、技術的、経済的に合理的と認められない場合であっても差支えない。

2　道路の付替等で盛土にかえてその一部を隧道、鉄橋とした場合において、部分的な構造の変更は同種施設として取り扱われる。

3　既存公共施設等の機能回復が異種施設により行われる場合の維持管理費の増加分については、施設管理者の本来の責務の範囲であるため、補償することはできない。

4　既存公共施設等の機能回復が同種施設により行われる場合の維持管理費の増加分とは、既存公共施設等の維持管理費から同種施設の維持管理費を控除した額をいう。

（問 18）公共補償基準要綱第１８条に規定する工事の施行に伴う一時的な行政需要の増大に対する費用の負担に関する記述のうち、適当なものはどれか。

1　公共事業の起業者は、地方公共団体が当該公共事業の行政需要を充足するために必要な公共施設を建設する等の財政支出をするときは、これらの措置をとるために必要な全ての費用を負担することができる。

2　一時的な行政需要の増大に対する費用を負担することができる場合とは、公共事業の工事期間中に限り、当該工事により流入する労働者等の一時的な人工増加に伴い、小中学校、診療所等を充足するための費用を負担する場合等をいう。

3　公共事業の施行にあたり、地方公共団体が積極的に協力し、用地取得が著しく早められると認められる場合には、それらに要する会議費、会場借上費に限り費用を負担することができる。

4　行政需要の増大に対する費用の負担ができるための必要な要件の一つとして、財政支出は、当該行政需要を充足するために必要な公共施設の建設等の費用に限定される。

（問 19）公共事業施行に起因する事業損失の因果関係の判定に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

1　工事実施地区において、住民等から損害等の発生の申出があった場合は、直ちに損害等の発生の有無及び状況を調査する。

2　因果関係の調査及び確認は、因果関係の立証責任の原則を厳しく解したのでは損害等を受けた者の救済が困難となることから、客観的に発生した損害等と加害原因行為との因果関係の判定を、事業の施行者が行うこととしている。

3　工事振動により建物に損害等を受けた場合の因果関係の判定には、起業地の近隣で事業損失の複合原因となる他の工事が行われたかどうかの調査は必要としない。

4　因果関係は、科学的に必ずしも明らかにされていない面もあり、例えば騒音・振動によって乳牛の乳量が減少し又は養鶏の産卵率が低下したという事案において、騒音・振動と被害との間に因果関係があるかどうかが問題になることもある。

（問 20）国営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

1　起業地の周辺地域の建物等の所有者又は使用貸借若しくは賃貸借による権利に基づき建物等を使用する者から地盤変動による建物等の損害等の発生の申し出があったときは、地盤変動による損害等と工事の因果関係について、速やかに調査を行う。

2　建物等の損害等が国営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じたものであると認められるときは、当該損害等が生じた建物等の状況について、速やかに調査を行うものとする。この場合において、地盤変動が継続しているときは、地盤変動の終息を確認した後、調査を行う。

3　地盤変動が生じたことにより、建物等の所有者に社会生活上受忍すべき範囲を超える損害等が生じ、又は生じると見込まれる場合において、調査の結果等から当該損害等の発生が当該工事による影響と認められ、かつ、緊急に措置を講ずる必要があると認められるときは、合理的かつ妥当な範囲で、応急措置を講ずる。

4　地盤変動による損害等が他の工事等の施行に係るものと複合して起因していることが明らかな場合は、当該工事等の施行者と損害等に係る費用の負担の割合等について協議する。

（令和８年度）

問　題　３

（注意事項）

①　答案用紙は、別にあります。

②　最初に答案用紙に**「受験番号」**を記入してください。

問題３　土地収用制度及び用地調査等請負業務の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

（問１）事業認定申請における事業説明会に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　説明会は、事業認定の申請に当たっての必須の手続きであり、土地所有者及び関係人が一人の場合でも省略できない。

２　開催方法は、利害関係者の参集の利便を考慮し、開催場所及び日時等の一定事項を、開催日の前日から起算して前８日に当たる日が終わるまでに、施行予定地に存する地方の新聞紙に公告するとともに、起業者がその氏名及び住所を知っている権利の提供に同意していない権利者に、文書をもって個別に通知する。

３　説明内容については、事業の目的及び内容であり、事業計画は、その内容を説明し得る程度に固まっている必要があるが、事業認定の申請ができる事業計画として細部まで確定している必要はない。

４　説明方法は、起業者と利害関係人との間の質疑応答を実現するなど、実効性のあるものとするように務めなければならないが、説明においてシンポジウムやパネルディスカッションのような手法を付加することは許されない。

（問２）事業の認定における手続の保留と開始に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　起業者は、起業地の全部又は一部について、事業認定後の収用又は使用の手続を保留することができる。

２　手続の保留は、起業者の申立てによってなされるが、その申立ては事業認定の申請と同時に行うことはできない。

３　手続の保留の告示があると、その告示に係る起業地においては、手続の開始のときまで事業認定の効果が発生しない。

４　起業者は、手続を保留した土地について、その手続を開始しようとするときは事業認定の告示の日から３年以内に都道府県知事にその旨を申し立てなければならない。

（問３）裁決申請における土地調書及び物件調書の作成に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　起業者は、所有権以外の権利が設定されている土地について、土地所有者を立ち会わせた上、土地調書及び物件調書に署名押印させなければならない。

２　起業者は、所有権以外の権利が設定されている土地について、土地所有者のうちに、署名押印を拒んだ者又は署名押印をすることができない者があるときは、管轄登記所の登記官の立会い及び署名押印を求めなければならない。

３　市町村長が署名押印を拒んだときは、都道府県知事は、起業者の申請により、当該都道府県の職員のうちから立会人を指名し、署名押印させなければならない。

４　土地所有者及び関係人が著しく多数となり、かつ権利者一人あたりの補償金が僅少であるような通常の想定を越える場合において、起業者は土地調書及び物件調書の作成を省略できる。

（問４）収用又は使用の手続における損失の補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　収用委員会は、損失の補償については、起業者、土地所有者、関係人及び市町村長が申し立てた範囲を超えて裁決してはならない。

２　損失の補償は、金銭補償を原則とするが、替地等により行われる場合もある。

３　同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することにより、残地に損失が生ずるとき、又は工事の必要が生ずるときは、工事費用は補償しなければならないが、残地は起業地外のため補償は行わない。

４　土地所有者又は関係人は、事業認定の告示の後において、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて市町村長の承認を得た場合を除くほか、これに関する損失の補償を請求することができない。

（問５）収用又は使用に関する特別手続に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　収用適格事業の用に供するための土地等の取得に関し関係当事者間の合意が成立するに至らなかったときは、関係当事者の双方又は一方は、書面をもって、都道府県知事に対して、当該紛争の解決をあっせん委員のあっせんに付することを申請することができる。

２　起業地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員との間に権利を取得し、又は消滅させるための協議が成立したときは、起業者は、事業認定告示日以後収用又は使用の裁決の申請前に限り、当該土地所有者及び関係人の同意を得て、当該土地の所存する都道府県の収用委員会に協議の確認の申請をすることができる。

３　土地若しくは物件を引渡し、又は物件を移転すべき者（以下「義務者」という。）がその責めに帰すことができない理由によりその義務を履行することができないとき、又は起業者が過失なくして義務者を確知することができないときは、起業者の請求により、都道府県知事が代わって義務を履行しなければならない。

４　義務者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

（問６）用地調査等業務における用語の定義に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　監督職員とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 10 条第１項の規定に基づき定められた者をいう。

２　管理技術者とは、契約図書に定められた範囲内において発注者への提案又は業務従事者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第９条第１項に規定する者をいう。

３　照査技術者とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 11 条第１項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

４　報告とは、業務従事者が管理技術者に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

（問７）業務実績データの作成及び登録に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　受注者は、請負代金額が 50 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、受注者の負担により業務実績情報サービス（テクリス）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、テクリス上において監督職員の承認を受けなければならない。

２　受注時の業務実績データの登録は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けなければならない。

３　登録内容の変更時の業務実績データの登録は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けなければならない。

４　完了時の業務実績データの登録は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けなければならない。

（問８）作業計画書に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　受注者は、用地調査等業務請負契約締結後 20 日以内に業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画等を記載した作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

２　受注者は、作業計画書作成に当たり記載する実施方針又はその他の事項について、安全等の確保、個人情報の取扱い及び行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めて記載しなければならない。

３　受注者は、作業計画書に変更が生じた場合は、その内容が重要若しくは軽微な事項であることにかかわらず、変更後の作業計画書を作成して監督職員に提出する必要はない。

４　監督職員は、受注者から提出された作業計画書に対して、如何なる事由が生じたとしても追加資料等の提出を求めてはならない。

（問９）資料の貸与及び返却に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

１　監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、資料貸与通知書を添付して受注者に貸与するものとし、受注者は、貸与資料等を受領したときは、速やかに、資料受領書を監督職員に提出するものとする。

２　受注者は、貸与資料等の必要がなくなった場合には、資料返却書を添付し、直ちに、監督職員に返却しなければならない。

３　受注者は、発注者から貸与を受けたすべての資料について、複写することができる。

４　受注者は、貸与資料等を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。

（問 10）土地評価に関する記述のうち、適当なものはどれか。

１　土地評価とは、取得する土地の建付地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律第２条で定める「不動産の鑑定評価」も含まれる。

２　土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き、土地評価事務処理要領に定めるところに基づき実施する。

３　土地評価に当たっては、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる土地の登記記録調査表、地積測量図及び建物の配置図等の資料を作成する。

４　取引事例比較法に用いる取引事例は、同一需給圏内において１標準地につき１事例地を収集し、起業地の範囲、同一状況地域の範囲を整理の上調査表を作成する。

（問 11）用地測量の基準点及び境界測量に関する記述のうち、適当なものはどれか。

1　用地測量に使用する基準点について基準点測量が完了していないときは、別途管理技術者が指示する路線測量及び水準測量の成果を基に検測して使用する。

2　基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには、管理技術者と照査技術者が協議のうえ対応する。

3　基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受ける。

4　各境界点の測量を行うに当たっては、地積測量図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測する。

（問 12）公共用地境界の打合せ及び資料の作成並びに立会いに関する記述のうち、適当なものはどれか。

1　調査区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定の方法について、管轄する市区町村職員の指示に基づき打合せを行う。

2　公共物管理者等との打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき筆界特定のための手続又は路線測量に必要となる資料の収集及び作成を行う。

3　公共物管理者等が現地において筆界特定の作業を行うときは、管理技術者の指示に従ってこの作業を分担する。

4　転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行う。

（問 13）立竹木調査算定要領における立竹木の区分に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

1　観賞樹とは、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、針葉樹、広葉樹、株物、玉物、生垣及び特殊樹をいう。

2　用材林とは、ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。

3　特用樹とは、防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。

4　風致木とは、名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。

（問 14）事業認定申請図書等の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

1　事業認定申請図書は、土地改良法に規定する事業の認定を受けるため、同法の規定による土地改良事業計画の概要書及び添付書類等をいう。

2　事業認定申請図書等の作成とは、事業認定申請図書、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成をいう。

3　事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行う。

4　事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受ける。

（問 15）建物等の配置図の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

1　建物等の配置図は、建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）又は借家人を単位として作成する。

2　建物等の配置図には、土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

3　建物等の配置図の縮尺は、原則として、建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木等は、１００分の１又は２００分の１とする。

4　建物等の配置図には、敷地境界線及び方位を明確に記入し、方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。